会員各位

一般社団法人 全国住宅産業協会 政策委員長 花沢 仁

平成29年度住宅土地関係税制改正要望及び住宅融資制度 (フラット35等)の改善に関するアンケートについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

ご案内のように、昨年12月16日に「平成28年度税制改正大綱」が発表になり、新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長、空き家の発生を抑制するための特例措置の創設、三世代同居に対応した住宅リフォームを行う場合の特例措置の創設等が実現しました。

また、中古住宅の売買に際してリフォームにより性能向上等を行いフラット35Sの基準に適合させた場合、フラット35の金利を一定期間引き下げることとしており、住宅市場の活性化が期待されています。

一方、消費税率10%引上げへの対応については、引上げによって住宅投資が縮減しないよう、適時適切に提言・要望活動を行ってまいります。あわせて住宅土地関係税制、住宅融資制度の改善等の政策要望を取りまとめ、国土交通省、住宅金融支援機構等へ要望書を提出するとともに関係方面へ要望活動を展開してまいります。

つきましては、このたび会員の皆様方から広くご意見を拝聴し、要望事項策定の参考とさせていただくため、アンケート調査を実施することといたしましたので、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、下記要領によりご提出いただきますようお願い申し上げます。

また、今回は国土交通省の土地税制担当課からの租税特別措置に関するアンケートにも ご回答いただきたく、併せてよろしくお願いいたします。 敬 具

記

- 1. 回答用紙 別添「回答票」にご記入ください。
  - (1) 平成29年度 住宅・土地関係税制改正要望について
  - (2) (独) 住宅金融支援機構の融資制度等について
  - (3) 国土交通省アンケート質問項目について
- 2. 回答期限 平成28年4月27日(水)
- 3. 回答方法 (一社)全国住宅産業協会 事務局 宛 FAX (03-3511-0616) でご回答をお願いします。
- 4. 問合せ先 (一社)全国住宅産業協会 事務局 TEL 03-3511-0611 澁田、嘉屋本 (かやもと)

[**要返信**] FAX:03—3511—0616 (全住協事務局 宛)

# 回答票

1	平成2	9 年度	住宅·	土地関係税制改正要望につい	7
---	-----	------	-----	---------------	---

① 住宅用家屋の所有権保存	登記等に係る登録免詞	杵税の軽減措置(平成 29 年 3 月
31日まで適用) について		
	(軽減措置)	(本則)
・所有権の保存登記	1000 分の 1.5	1000 分の 4
・所有権の移転登記	1000 分の 3	1000 分の 20
・抵当権の設定登記	1000分の 1	1000 分の 4
<b>&lt;コメント&gt;</b>		
② 買取再販事業者が中古住		
		譲渡する場合、事業者に課され
る不動産取得税の特例措置		
* 平成27年4月から	の特例措置ですが、i	<u>適用はありましたか?</u>
(イ、ロどちらかにO印	をお願いします。)	
イ. ない		
ロ. ある → (現在ま <sup>-</sup>	での適用件数は、	件)
<b>&lt;コメント&gt;</b>		
	£	
③ 新築のサービス付高齢者[		
		ため不動産取得税、固定資産税
	の特例措直(平成 29	年3月31日まで適用) について
<不動産取得税>		
・家屋:課税標準から1,		+1000000
	2倍に当たる土地面村	責相当分の価額等に税率を乗じ
て得た額を軽減		
<b>&lt;固定資産税&gt;</b>	- / - <del>/</del> - <del>/ T</del> -   - /	
		/2以上5/6以下の範囲内に
	定める割合を減額	
<割増償却>		
• 1 4 %(耐用年数 3 5	年未満10%)	
[供給実績・計画は、ど	うでしょうか?]	
• 平成 2 7 年度	・(実績 戸	)
		)
・平成29年度	・(計画 戸	<u>)</u>

	土地の所有権移転登記等に係	る登録免許税の軽減措	置の延長(平成29年3月
<u>.</u>	1日まで適用)について	 (軽減共署)	(本則)
	・所有権の移転登記		
	・所有権の信託登記		
	<コメント>		
<u>5</u>	その他の税制項目について	(ご自由にお書きくださ	<u>すい)</u>
	<b>&lt;コメント&gt;</b>		
2	住宅金融支援機構の融資	制度(フラット 35	等)の改善について
!	フラット 35 S の金利引下げ幅 が等の制度拡充措置は、平成 2 ついてご教示ください。 (イ、口どちらかに〇印をある。 イ・終了後は、販売に支障し、販売に支障がにの、販売にほとんど影響が	8年1月29日で終了 お願いします) をきたしているので金	しましたが、その影響に
	<コメント>		
2	その他融資制度、審査・運用の		
-			
-			
-			
-			
_			
-	* ありがとうございました	0	
	会 社 名		
	記入者名		
	雷話		

#### アンケート質問項目

(	玉	+	冭	通	省	1	L)	
١.			. X	1111	ℸ	$\boldsymbol{\leftarrow}$	~,	

平成29年度税制改正に向けて、租税特別措置の存続にあたり、その基礎資料として実態を 把握する必要がありますので、お忙しい中恐縮ですが、調査にご協力頂きますよう、よろしくお 願い申し上げます。

### 1. 優良住宅地造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例

(1)優良住宅地造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例(長期譲渡所得のうち2,000万円以下の部分について、税率を20%→14%に軽減するもの)のうち、下記のパターン1~4について、制度自体を知っていますか。

(対象)租税特別措置法第31条の2第2項のうち、

- パターン1 優良建築物の建築事業(施行区域面積500㎡以上、建築面積150㎡以上等)のための土地等の譲渡(第10号)
- パターン2 公共施設整備を伴う宅地造成事業(宅地面積1,000㎡以上等)のための土地等の譲渡(第12号)
- パターン3 開発許可を受けて行う住宅地造成事業(住宅地面積1,000㎡以上等)のための 土地等の譲渡(第13号)
- |パターン4| 開発許可を要しない住宅地造成事業(都道府県知事の優良宅地認定を受けた もの)(住宅地面積1,000㎡以上等)のための土地等の譲渡(第14号)

(各特例のイメージは別添参考資料参照)

(イ. 口どちらかに○印をしてください。)	
イ. 知っている	
ロ. 知らない	
<コメント <b>&gt;</b>	

- (2)上記のパターン1(優良建築物の建築事業)について、<u>適用したかったができなかった</u>事例を把握していますか。把握している場合、適用できなかった理由(要件等)は何だったでしょうか。
  - (イ. 口どちらかに〇印をしてください。)
    イ. 把握している

     (適用できなかった理由:
     ロ. 把握していない
     例:面積の要件は満たしていたが、「基準建ペい率-10%」や「従前地権者2人以上」の要件を満たせなかった。

    <コメント>


2.	長期保有士	ト地等に	係る事業	用資産の	冒換特例
	$\mathcal{L}_{\mathcal{M}}$	ころり ユュー	ルッナネ	川見圧ツ	

(イ. 口どちらかに〇印をしてください。)

(1)長期保有土地等に係る事業用資産の買換特例(10年超保有する事業用資産を譲渡し、新たに事業用資産を取得した場合に、譲渡した事業用資産の譲渡益の80%等について課税繰延を認める制度。租税特別措置法第65条の7第1項第9号に該当するもの。)について、制度自体を知っていますか。(買換特例のイメージは別添参考資料参照)

イ. 知っている ロ. 知らない <コメント>	
ますか。(自社で特例を適用す	「のみにお伺いします。) 別の適用を受けた又は受ける見込みのある事例を把握している場合、買取りをした土地の従前の所有者が特例を適用する と、把握している場合、何件ありましたか。
(イ、ロどちらかに○印をし イ. 把握している (件数 ロ. 把握していない <コメント> 	、イの場合は件数もご記入ください。) : 件)
m <sup>3</sup> 以上という要件が追加されま	て、本特例の要件について、取得する資産が土地の場合、300 Eした。この要件が追加されたことにより、本特例が適用できな Jを把握していますか。把握している場合、それはどのような支
<ul><li>(イ、口どちらかに○印をし イ. 把握している (支障内容: ロ. 把握していない &lt;コメント&gt;</li></ul>	、てください。) ) 例:買換資産が区分所有建物だったため、土地の持分が 300 ㎡未満となり、土地部分に特例を適用できなかった。

(本アンケートのご提出後であっても、平成28年8月までに、新たに適用事例を把握された場合には、随時ご報告を頂けますと幸いです。)

# 優良住宅地等の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例

(租税特別措置法第31条の2第2項第10号・第12号・13号・14号)

以下のようなプロジェクトを行う事業者に対して、所有期間が5年を超える土地又は土地の上に存する権利を譲渡した場合、 譲渡益の2,000万円の以下の部分に対する**税率が軽減(所得税15%→10%、個人住民税5%→4**%)されます。

## パターン1 優良建築物の建築事業

- (1~3のいずれかを満たすもの)
- →施行区域500m以上、建築面積150m以上であって、 ①都市計画に定められた道路、公園、学校、病院等の敷地が
- 確保されている事業
- ②敷地に一定の広さやゆとりを持って行われる事業 (基準建ペい率-10%)
- ③従前の地権者が2人以上の土地を集約化して行われる事業

建築する建築物の用途に制限がないので、 住宅に限らず、商業施設や福祉施設を建築 する場合にも活用されています。



従前地権者が2人以上の場合であれば適用される ので、遺産分割により、複数の相続人が保有している 土地をまとめて、新たに建築物を建築する事業に



# パターン2

の用に供される事業

公共施設整備を伴う宅地造成事業 (1・2のどちらかを満たすもの)

- →都市計画法に基づく開発許可(1.000m以上)を受け、
- が確保されている事業 ②事業区域の30%以上が道路、公園、緑地等の公共施設

①都市計画に定められた道路、公園、学校、病院等の敷地

造成される宅地の用途に制限がないので、 商業用施設のための宅地造成の場合にも適用され、 職住近接型の住宅地開発に活用されています。



#### 開発許可を受けて行う住宅地造成事業 パターン3

→都市計画法に基づく開発許可(1,000m以上)を受けた、 住宅地の造成事業

開発許可を受けた住宅地造成事業 であれば適用されるため、一般的な 住宅地の造成事業において広く活用 されています。

活用されています。

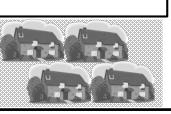


## パターン4 開発許可を要しない住宅地造成事業

→都道府県知事の優良宅地認定(1,000㎡以上)を受けた、 住宅地の造成事業

主に非線引き都市計画区域において、

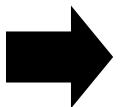
1.000㎡以上でも開発許可不要な場合に、 都道府県知事の優良宅地認定を受ける ことで、特例が適用されます。



# 長期保有土地等に係る事業用資産の買換特例

10年超保有する事業用資産を譲渡し、新たに事業用資産を取得した場合、譲渡した事業用資産の譲渡益の80%(一部75%・70%※1)について、課税繰延を認める制度。

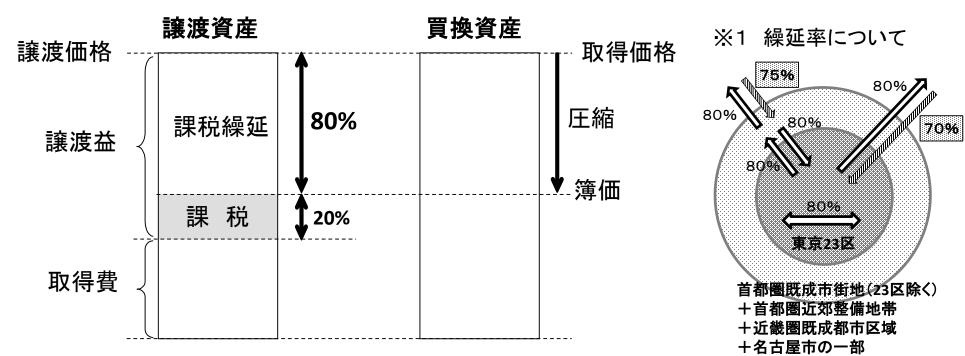
譲渡資産 国内にある 土地(10年超保有)、建物等



買換資産

国内にある 300m以上の土地(※2)、建物等





#### ※2 買換資産が土地の場合

事務所、工場、作業場、研究所、営業所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設(福利厚生施設を除く。)の敷地の用に供されるもの (駐車場は、建築許可中である等の手続きが進行中であるなどの理由で建物の敷地の用に供せないものに限定)